

## 社会福祉法人への法人税非課税措置の継続を求める意見書

今般、政府税制調査会において、法人実効税率引下げを含む法人税改革の一環として、社会福祉法人を含む公益法人への法人税課税が検討されている。

社会福祉法人は、介護保険制度における利用者負担額の減免等、生活困窮者の支援に取り組み、今日まで社会のセーフティネット機能を担ってきた。

また、社会福祉法人が行う介護保険事業は、一般の事業と違い、需要と事業性は一致せず、純粋な市場原理に基づく需要と供給のバランスはなく、イコールフットリングの前提となる「介護市場からの撤退の自由」も「事業拡大の自由」もない。

こうした社会福祉法人の事業の特殊性を考慮せず、介護保険事業が民間企業と競合する市場化された状況であるということを根拠に、地域社会の福祉を守ってきた社会福祉法人に対して法人税の課税に転じることは、我が国の社会福祉制度を根幹から揺るがすものである。

よって、国においては、社会福祉法人への法人税の非課税措置を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月8日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿

山形県議会議長 鈴木正法